

## 認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク

### 第 30 回シンポジウム

#### 「児童虐待防止法施行 20 年を迎えて ~子どもの権利を守る虐待防止施策を考える」

##### (1) 開会のあいさつ

児童虐待防止全国ネットワーク 理事長 吉田恒雄

みなさまこんにちは。本日は私どものシンポジウムをご視聴いただきありがとうございます。私たちの団体は、虐待防止法ができるとき、児童虐待防止に関わる現場の声があまり盛り込めなかったことから、次の法改正の時にはぜひ現場の声を反映させようと、様々な団体の参加をいただき、児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワークとして設立しました。その後、シンポジウムを 30 回ほど、また虐待死した子どもの命を讃える、冥福を祈る鎮魂集会を 18 回。そのほか、調査研究、提言活動などを行って参りました。2006 年以降は、オレンジリボン運動の総合窓口として、児童虐待防止の広報啓発活動も行って参りました。さて、2000 年 5 月に成立した児童虐待防止法は、施行から 20 年が経過し、児童虐待防止の法制度は、今ではだいぶ拡充し、法律の内容も盛りだくさんになってきました。児童福祉法、児童虐待防止法、民法等が改正されるとともに、児童虐待防止法制度、また、その体制、これも拡充してきました。オレンジリボン運動も関わり、児童虐待防止に関する社会的認識が広がって参りました。しかし児童相談所による児童虐待の対応件数は年々増加しており、重大な児童虐待死事件が頻発している状況は変わっていません。また、件数の増加に応じるだけの質的・量的に十分な虐待対応体制ができておらず、人員不足、体制不足の状態は変わっていません。また、法改正等により、虐待に対して積極的に介入することになってきましたが、それによって社会、特に子育てに様々な影響が出るのが懸念されています。こういう現状を見ますと、現在の虐待防止法制度は有効に機能しているだろうか。もしそうでないとなれば、どこが問題なのか、どうしたらいいのかということ、皆さんと一緒に考えていきたいというのが、今回のシンポジウムの趣旨であります。

さて、この度のシンポジウムでは、虐待防止法施行 20 周年ということで、虐待防止制度がどのような道りを辿って、現在の制度、体制になってきたのかということ振り返ります。これによって、改善された点、残された点、そしてなお拡充が必要な点、これらを明らかにしたいと思っております。今回のシンポジウムによって得られた知見、そして今回のシンポジウムをもとにして今後様々な調査研究を行い、提言活動、オレンジリボンの啓発活動につなげていきたいと思っております。活動をさらに広げることによって、社会の共通理解のもとに、今後の児童虐待防止体制の整備拡充を目指し、子どもの権利が保障され、児童虐待が生じない社会を実現することが私たちの目標であります。

本日の進行ですが、講演、またはシンポジストになっていただくのは、当ネットワークの理事ないし監事、それと自治体の関係者のみなさまであります。みなさま方のプロフィール

は、この資料をご参照いただければと思います。まず基調講演から始めて、シンポジストによる、死亡事例を中心とする虐待の現状、あるいは児童相談所、市区町村、司法、社会的養護、子育て支援の現状と課題に関する報告を受けて、意見交換を行いたいと思います。本日のシンポジウムが有益なものになるように、視聴者のみなさまのご協力をお願い申し上げます。最後に、今回のシンポジウムに関しましては、児童育成協会様の助成をいただいております。この点を申し添えるとともに、お礼申し上げます。

それでは、シンポジウムをよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

## (2) 基調講演 松原康雄（明治学院大学名誉教授、当団体理事）

### 「子どもの最善の利益を守る児童虐待防止法の役割と課題」

明治学院大学の松原でございます。どうぞよろしく願いいたします。昨夜の大きな地震、びっくりいたしました。明治学院大学は東日本大震災以降、岩手県の大槌町といろいろな交わりを持たせていただいています。今回の地震でも、まだ詳細わかっていない部分がありますが、子どもたちが被災をしているかもしれません。大槌の子どもたちも、非常に大きな傷を心に負っている中で、明治学院に訪れて大学生と交流の機会を持たれていました。、何年か前に自分たちの町の様子を、地震当時のことも含めて紹介をしている機会に参加させていただき、子どもたちの「回復力」にも驚かされました。しかし、心の傷が完全にいやされているわけではないという言葉もありました。子どもへの虐待、その被害児童であった子どもたちも、同じように、あるいはもっとそれ以上に大きな心の傷、または成長発達への支障をきたしています。我々は、そのことに関心を持ち続け、子どもの最善の利益を守る、虐待の発生を予防し、被虐待児童への支援に努めていくべきだと考えております。

少し昔話になりますが、私は、今は「個別援助技術」という日本語で言い表すこともありますが、ケースワークについて大学院で勉強しておりまして、博士課程に進んだ時に、指導教授から、机上の勉強だけではダメだから現場で学んでこい、という指導を受け、児童相談所に通うようになりました。ちょうど1970年代の末頃に当たります。それから、1980年代、90年代に入るまで、児童相談所で学ぶ機会をいただきました。当時、大学院にいて、最初に児童相談所に伺った時、「ところで松原さん、何を勉強したいの？」と聞かれて、「養護相談ケースをやりたいと思います」というお願いをした記憶があります。

### ●児童虐待防止法成立前の状況

後ほど、他のパネリストからの資料でも出てきますように、児童虐待の件数を取り始めたのは1990年です。私が通い始めたのはそれより10年以上前ですから、「虐待」という言葉は定着しておりませんでした。「養護相談」、今で言うと、身体的虐待やネグレクトケースが中心だったと思います。実際に児童福祉司と一緒に家庭訪問等もさせていただいて、大きな学びを得ましたが、当時「虐待相談」という用語がなく、その後も養護相談の内数として児童虐待相談という件数がカウントされ続けてきております。児童虐待に対する社会的関心が

高まった時期に、厚生労働省の方とお話をし、これだけ社会的な関心も高まってきているのだから、ひとつ虐待相談という項目を起したらどう？とお話ししましたら、ずっと取り続けてきている統計なので、歴史的な比較の問題もありなかなか新しい項目は起こせないという答えをいただきました。私が皆さんに関心を持っていただきたいのは、児童虐待を含む「養護相談」全体なんです。なぜそう申し上げるかという、資料に出しておきましたが、7万件—これは比較するために最新の数字を出しておりませんが—およそ7万件の養護相談があります。ではこの養護相談とはなんなの。いずれにしても、家族が社会的な支援を受けないと子どもの養育ができない、あるいは子どもが自ら主体的に育っていくことができないという状況を養護相談というふうに呼んでいる。しかし虐待ではない。これは養護相談の内数としてカウントし始めた頃には、およそ半々ぐらいだった時期もある気がします。だんだん、これは養護相談というけど虐待相談ではないのかと、現場の意識が高まってきたことも、現在、養護相談の中で虐待相談が圧倒的な多さとなって表れてきたのではないかと思います。

### ●児童虐待防止法の意義

ちなみに、児童虐待が社会的な関心を集めた頃に、私が勉強させていただいた児童相談所ですが、そこは一自治体で複数の児童相談所を持っておりまして、研究プロジェクトということで、2つの児童相談所の虐待相談、養護相談のケースを交換してみて、児童福祉司が、確か4ランクで重症度をつけてみました。すると、Aという児童相談所で重症度が一番高い相談が、Bという児童相談所の児童福祉司たちの間では、下から2番目、そんなに重症ではない、あるいは逆の判断結果となる現象が起きるということで、なかなか概念が一致しておりませんでした。それどころか、じゃあ虐待って一体なんなんだということについては、まさにこの児童虐待防止法が成立するまでは、公の定義がなかったわけです。これは養護相談だよという区分も、その人によってはできてしまう。あるいはその人の意識によって、いやいやこれは児童虐待だよという形でそちらにカウントする。そんなことが、統計を取り始める前、あるいは取り始めて以降しばらくあったのだろう。それが児童虐待防止法の成立によって、4つの虐待種別がきちんと定義されて、それに沿って解説が出てくるということで、現場の人間も、これは虐待相談だとカウントができるようになってきたんだと思います。

もう一つ、この「7万件」について言及しますと、家族だけでは解決しきれない養育上の課題なわけですから、ここについてなんらかの対応ができる、虐待に進まないようにそこで未然に食い止める支援が必要になってくるのだと考えます。そういう意味で、在宅の支援、一時保護、親子分離含めて、適切な支援ができていくことは本当に大切であって、児童虐待防止法の大きな目的の一つだと思います。きちんと定義ができたこと、この定義に沿って社会的な関心が高まっていったことも、児童虐待防止法の大きな貢献であったと考えております。

もう一つは、必要な「介入」の強化です。例えば、臨検捜査や面会の制限が、きちんと法

に基づいてできるようになったことは大きいと思います。それから、関係機関も含めて、社会的な関心が高まっていったということは先ほど述べた通りです。

児童虐待防止法、児童福祉法は何回か改正されておりますが、それによって子どもの命、成長発達のさらなる確保・保障ができるようになってきた。これは大きいと考えます。現場も対応方法がかなり変わってきていると思います。

### ●現場対応の変化

私が児童相談所に通い始めた頃は、ラポール、信頼関係というのがかなり重視されていた時代です。まず親との信頼関係、子どもとの信頼関係を築く。その中でいろいろな支援措置については同意を得ていくという対応でした。しかしそれではスピード感に欠ける、あるいは子どもの命が失われてしまうということで、同意を得ない措置も必要ではないかと、現場対応が変化してきております。ただ、本当のところでは、親や子どもを支えていくことが大切なのであって、どちらか一方ということではないと思います。子どもの意見表明を尊重し、親の意向も尊重する。そういったことが、現場処理だけじゃなくて、中長期のスパンできちんと実現されることが必要になっていくと思います。

それから、「市区町村の関与」が大きくなってきたと思います。今まで児童相談所というのは、都道府県や政令市、横須賀市のような中核市での設置であり、その状況でなかなか市区町村の関与というのができませんでした。しかしそこで生活をする子どもは、その市区町村の住民になりますから、その子どもたちにどんな支援ができるのか、どういう対応ができるのかを、だんだん市区町村の現場や児童相談所が考えてくださるようになってきた。これも大きいかなと思います。要保護児童対策地域協議会の設置と運営が、その一例です。、パネリストの方からもお話が出るかと思いますが、業務が非常に増えてきて、現場はとても疲弊している。親や子を支える、支援することもそうですが、現場がきちんと機能していくシステムの拡充、補充というのも必要になってくるでしょうし、人の養成・育成、労働条件の改善なども必要になってくると思います。

もう一つ、児童福祉法の中に規定されました、被措置児童等虐待、つまり、施設あるいは里親等に措置をされている子どもへの虐待を予防することも大きな課題になってきております。これを現場の実践知のなかで予防し、経験の蓄積を継承していく必要があるだろうと思います。子どもを引き受ける施設の職員が疲労しては、このことは実現しませんから、児童相談所だけではなく、虐待対応に関わる子どもたち、職員、全般への支援も必要になってくると思います。

### ●虐待相談対応件数増加要因

今までお話ししてきたことを図にしてみました。中側の四角枠が、法律制定時の虐待の総数と考えてください。それが、2004年の児童虐待防止法の改正によって、心理的虐待の中

に、面前 DV、夫婦間暴力の目撃が入りました。概念が拡大しましたので、外の枠になっています。つまり、虐待の概念が拡大をすれば、自動的に虐待の対応件数は増えることとなります。

もう一つ大きなことは、縦線です。通告発見。これが左側に動いていくと、つまり社会的な関心が高まって、潜在化している虐待を顕在化させる、こういう動きがあることによって、虐待の件数が増えていくこととなります。

先ほど申し上げたように、ここに適切な対応ができる状況が整っていれば、むしろこの対応件数が増えるということは、それだけ社会的な関与、支援ができる子どもたちが増えているという、そういう意味合いでこの数字を理解することもできると思います。もちろん、この外枠への広がり、様々な状況によって、虐待の発生件数そのものが増えているということもあると思いますので、単純にこの件数の増加を、これ、というふうに決めることはできません。しかし、概念の発見、通告発見の関心の高まり、そして実際の虐待発生件数の増加。この3つが絡まり合っているということを確認しておきたいと思います。

### ●2019 年度児童相談所での児童虐待相談対応速報値

ちなみに、児童虐待相談対応件数について、この2020年の11月18日に出た2019年度の数値と、前年度の比較してみましょう。おおよそ3万件弱増えておりますが、そのうち心理的虐待が約2万件ちょっと増えているのがお分かりになるかと思えます。これは、心理的な虐待が、警察から児童相談所に通告されるシステムがかなり機能し始めているうえに、全件送致が定着しつつあるという一つの表れであるかと思えます。もちろん面前 DV そのものが増えていることも要因の一つであるかもしれません。

こう考えると、我々が常にこういった「虐待」ということに関心を持つことが、児童虐待防止法の改正につながったのではないかと思います。児童虐待防止法の第6条の中の「虐待を受けた児童」という文言が、「児童虐待を受けたと思われる児童」と変わりました。我々が、「あれ、おかしいな、この子虐待を受けているんじゃないかな？」と思った時には、速やかに189や市区町村、児童相談所に通告をして、専門家の判断に委ねていく。そういう社会的関心の高まりが必要な法制度改正や現場実践をより効果的なものとしていくと思います。

### ●対応全体図

対応全体としては、発生予防が一番大事です。子ども虐待が起こらないに越したことはなく、そのためには子育て支援、養育支援、母子保健などが必要になってきます。「切れ目のない支援」というのは国も重視しており、母子保健と児童福祉の分野のシームレス化が少し進んできてはいますが、年齢を縦軸で取ってみますと、なかなかうまくいっていないと考えています。乳幼児期の虐待発生予防は、特に乳児の死亡事例が多いことから大切ですが、

そこから学齡期、思春期、青年期への、縦の支援がつながっていく必要があると思います。

残念ながら虐待が起きてしまったら、なるべく短い時間の中で対応が開始されることが必要ですし、支援には在宅支援も必要です。虐待を起こしても、子どもがすべて一時保護されたり親子分離になるわけではないですから、いかに家族が、地域の中で子どもを養育しているか、子どもが育っていけるかということが大切です。速やかな通告は大切なのですが、それが摘発になってしまって、その地域からの子どもや家族の排除になってしまっはいけないと考えています。

分離した後は、家族再統合も視野に含まれなければなりません。子どもが一定の年齢で、社会的養護の施設、里親等から自立をしていくための支援やアフターケアも必要になってきます。

### ●児童虐待の予防——子育て支援・社会的養護・地域社会の支援

児童虐待防止法の第一条に、児童虐待の「予防」という言葉が書かれているのですが、なかなか十分な質と量の提供はこれからの課題であるというのが、私の今の関心のひとつになっております。

排除しない地域作り、子どもの最善の利益の基盤作りが必要になってくると思います。子育て支援も、在宅の養育支援につながって参ります。そしてその在宅の養育支援は、必要があれば親子分離をする、そういった支援にもつながっていきます。一番大切なのは、緑の枠で囲んだ「地域社会」です。ここで必要な支援があれば、それを利用して当たり前という地域や支援者側の感覚が「風土」として醸成されていることが大切です。親子分離のケースでも“他所から施設にやってきた子”ではなく、今自分たちが住んでいる、この地域で育っていく“自分たちの地域社会の子ども”なんだ、という地域社会の風土作りが必要です。児童虐待対応あるいは予防は、専門家や行政だけの責任じゃなくて、地域社会全体による考え方や、子どもたちへの思いというのが、大きな力になるんだと思います。

子どもたちが安心して生活できる。豊かな成長、発達の機会を与えられる。その子どもの個性に応じて主体的に生きていくことができる。そしてそれを支える家族が、様々に必要な支援を受けていくことができる。そういう社会というのは、子どもや親たちだけではなく、すべての地域住民が暮らしやすい地域社会でしょうし、そのこと自体が児童虐待発生の予防につながっていくと考えております。

私の基調講演はこれで終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

### (3) 報告-1 椎名篤子(作家、当団体副理事長)

「子どもの虐待死をめぐって」

本日は、よろしくお願いいたします。きょうの私のタイトルは、「子どもの虐待死をめぐって」です。私は、子どもの虐待を医療側からレポートした『親になるほど難しいことはない』（集英社）という本を1993年に出版しました。そしてそれが『凍りついた目』という漫画作品になり、多くの虐待を受けた人たちから手紙を受け取ったことをきっかけに、子ども虐待の防止活動に関わるようになりました。子ども虐待という社会問題の存在を知ったのは1980年代後半で、もう30年以上前のことになります。

## ●児童相談所、市町村での児童虐待相談件数

それでは、まず「児童相談所での児童虐待相談対応件数」を見てみましょう。平成2年から右肩上がりに上がってきておりまして、令和元年度の速報値で、19万3780件、となっています。相談対応は市町村でも行っておりまして、「市町村児童虐待相談対応件数」を見ると、平成30年度で、12万6246件、となっています。これらの対応件数に関しましては、後ほど川松理事からもご説明をさせていただきたいと思います。また「児童相談所での児童虐待相談の内容別件数の推移」は、スライドのようになっています。

## ●子どもの虐待死の状況

つぎに、虐待によって亡くなった子どもの数をみてみたいと思います。厚生労働省に「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置されておりまして、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」という報告を出してくださっています。第1次から第16次までの報告を、項目別にスライドにまとめました。ただし統計について、第1次報告は対象期間が短く、第5次報告は対象期間が少し長くなっており、第6次からは年度毎に集計が行われています。

ご覧になっていただいているように、虐待死した人数はあまり変わっていません。「心中以外の虐待死」、「心中による虐待死」については、このような数字です。

心中以外の虐待死について「死亡時点の子どもの年齢と年齢別人数」をみますと、0歳児が395人で、非常に年齢の低いお子さんがたくさん亡くなっていることが読み取れます。心中による虐待死でも、小さいお子さんが亡くなっていますが、様々な事情を抱えてということで、年齢が全体的に散らばっています。

心中以外の虐待死の「加害の動機」については、「しつけのつもり」「保護を怠ったことによる死亡」「子どもの存在の否定、拒否」「泣き止まないことに苛立ったため」という傾向を、報告書は発表しています。

先ほど、395人の0歳児が亡くなっていることを見ていただきましたが、心中以外の虐待死において、0日と0ヶ月児の数字を見ていただきたいと思います。0日児は、生後24時間

に満たない死亡で、0ヶ月児は、日齢1日以上月齢1ヶ月未満の子どもたちです。0歳の総数が395人、そのうちの45.6%が、0日0ヶ月児になっており、非常に小さい、生まれてすぐのお子さんが亡くなっていることが報告されています。

### ●専門委員会からの課題と提言（第16時次報告）

これらの調査報告などから、前述の専門委員会による第16次報告では、地方公共団体と、国への提言を出しています。例えば、地方公共団体への提言では、

①虐待発生子予防及び早期発見、②関係機関の連携および役割分担による切れ目のない支援、③要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転校・転園情報を、関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施、④母子生活支援施設入所中の対応と支援、⑤児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理、⑥児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上、⑦虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用、などとしています。国に対してもスライドのように提言しています。

### ●妊娠期から子育て期までの継続した支援策が強化されつつある

先ほど見ていただいたように、生まれてすぐのお子さんや、非常に小さいお子さんが亡くなっています。その対応策として、市区町村においては子育て支援の充実を図っているところです。子育て世代包括支援センターが稼働し、産前産後サポート事業、産後ケアも充実させようとしています。この辺りに力を注ぐことによって、妊娠期から出産、それから子育てまでを支え、虐待を少なくしていくための対策に力が注がれています。

### ●子どもの虐待死の防止について

しかし、子どもの虐待死数がなかなか減りません。どうしたら子どもの虐待死を防ぐことができるのかについて、子ども虐待に関わる専門家たちのお考えを『凍りついた目 2020』（集英社）という本にまとめました。子どもの死と向き合い、死亡事例検証を行っている方、保健師・看護師教育にあたっている方、病院をあげて子ども虐待の防止に取り組んでいる方、のお考えを短くまとめて紹介します。

#### ①死亡事例検証結果を生かして、子どもの虐待死を繰り返さないこと

まず、大学教授で、公的な児童虐待死亡等検証部で検証を続けている方は、子ども虐待防止に関わる人たちに対して、子どもの虐待死を繰り返さないために注力すべきことを挙げています。「虐待死を検証すると、DV、転居、転校などがあり、支援ネットワークから離脱し、地域から孤立し、閉ざされた家族・家庭となってしまった事例がある。そして検証すると、児童相談所運営指針や通知等で遵守されないルールがあった。ルールを守れば100%防げるとは言えないが、なぜ順守できなかったかを考えなければならない。通告があった場合の、子どもの安全確認（子どもの目視）の徹底と、DV、貧困、孤立等により養育に困っている方に対し、専門機関が連携してチームとなって顔の見える関係を築き、子ども、親、家庭へア

アプローチすることが必要である。虐待死防止のために、虐待の発生防止に全力を注ぐことだ」と述べています。

## ②妊娠期から子育ての、声に出せない SOS を置いてきぼりにしない保健師活動を

また、大学教授で、多くの看護師・保健師の教育に当たっている方は、母親への支援に力を注ぐことの大切さを強調しています。「声に出せない SOS に保健師が寄り添い、家庭の歴史を理解し、新たな関係を切り開くための糸口を探し、予防的に関わるアプローチをすることで、妊娠・出産、子どもを育てる事に悩むお母さん、ひとりひとりに向き合い、支援する必要がある。“私が子どもを産んでいいのだろうか”“子どもへの愛着をもてない”と悩みながら妊娠 21 週にもなってから母子健康手帳を取得したなどのお母さんに、子育て世代包括支援センターの保健師は関わっていくが、予期せぬ妊娠、葛藤を産む妊娠には、早期の要保護児童対策地域協議会への報告が、質の高い支援を行う上で大切になる。関係機関がネットワーク（産科医、助産師、精神科医、児童福祉ケースワーカーなどが協力体制）を強化し、妊娠期から産後の早期に支援に結びつけていくことができるからだ。子ども虐待の土壌となりやすい実両親との家族間葛藤が妊娠中に惹起する例は少なくなく、このような状況を早く察知し新しい家族としての成長を促す関わりをし、また、子どもの育てにくさを感じているお母さんには親支援グループを紹介するなどして子育てにゆとりができるよう支えながら、支援を継続していけるようにしていくことだ」とおっしゃっています。

## ③虐待の発見から家族支援、地域連携まで、病院で多彩な実践を

病院全体で子ども虐待を発見する体制を築き、院内チームを結成して子どもと家族への支援を行い、地域の関係機関と連携することにより、子ども虐待を防止しようと活動している小児科医は「医療機関からの通告の割合は、児童相談所通告へは全体の 2 %、市町村へは 2 %。日本の多くの医療機関では通告対象が、危機対応が必要なレベルの子どもに留まっている。医療機関は、病気だけではなく、乳幼児健診や予防接種、学校健診などで子どもや家族に接する機会が多くあり、支援的対応につなげる必要がある子どもや家族に気づくチャンスが沢山あるはずだが、機会を生かせていない。そうした状況を改善しようと FAST(Family Support Team 家族支援チーム=CPT) を院内に設置 (2009) し、虐待への対応、新任職員研修、院内全職員対象の研修会、地域医師会での講演会、地域での定期事例検討会などを実施してきた。その結果、院内での子ども虐待の発見、支援対応が必要なケースだと FAST に連絡が来るようになった。経済的困難、DV など様々な背景があり、医療も含めた地域の様々な職種、機関で子どもと家族を支える体制を整え、子どもの安全安心を守る支援の輪と作っている。危機的で虐待対応が必要なのは、年間 30 人から 40 人で推移している。FAST は、設置から 10 年で年間 500 人を超える子どもと妊婦さんに対応するまでになった」と言っています。私たちの身近に、こうした病院が増えるとよいと考えています。

## ●子どもの虐待死のすべてが発見されているのか

①現在の統計の 3~4, 5 倍の子どもが虐待死しているという報告について

ところで、日本小児科学会の子どもの死亡登録・検証委員会が発表した「パイロット4地域における2011年の小児死亡検証報告」によると、日本では毎年350人前後の虐待死があることが推計されると報告されています。年度によりますが、厚生労働省統計の3～4、5倍の虐待死が発生している可能性を指摘しています。これまでスライドで公式な統計を見てきた訳ですが、実際には、もっと多くの子どもが、発見されることなく虐待死しているということになります。

## ②「死因究明制度」の早期導入を

見逃された虐待死を発見し、検証して、現在生きている子どもに還元するためにも、子どもの「死因究明」のためのシステムづくりが急務です。諸外国で導入が進んでいるチャイルド・デス・レビュー（Child Death Review CDR）制度について、日本での導入を視野に研究している、大学医学部の医師によれば、『子どもの死を検証し、予防できる死亡を減らすためのチャイルド・デス・レビュー（Child Death Review）制度の導入は、アメリカでは約40年前から、イギリスでは約10年前から、法整備も伴いながら実施されてきた。先進国の50%弱、発展途上国の25%程度がCDRの仕組みをもっているとされている。制度の目的は、予防できる子どもの死を減らすこと。子どもの死亡について医師や法医学者、児童福祉司、保健師、警察官、検察官などで検証し、そこから「次の死亡を防ぐためにどう行動すればよいか」と導きだす取り組みで「死因究明」は欠かせない重要な部分である。外国でのCDR導入のきっかけは「虐待死の見落としを予防するため」「虐待死に関する冤罪を防止するため」など国により異なるが、どの子どもにも等しく検証される機会を提供する制度であり、その過程で、虐待の可能性に気づかされる事例もある』とおっしゃっています。別の医師によれば、アメリカではすべての州で法制化され、1350のCDRチームが活動。検証内容は報告書として公表され、提言は子どもを守るために施策につながっています。日本でも導入に向けて準備を進めていますが、早期に全国で実践されるようになって欲しいと考えています。CDRについては、厚生労働省のホームページで見ることができます。

## ●支援につながらないケースをどう発見するか対策が急務

子どもの虐待死の発生には、大きく分けて、2つ背景があります。ひとつは、支援ネットワークが構築された中で起こった事例、もうひとつは、誰ともつながっていなかった事例です。スライドのように、日齢0日児の死亡事例についての報告によると、そのすべてが母子健康手帳の未交付だった、妊婦検診未受診だったということです。こういったケースについて、どうやって支援につながっていただけるかを考え、実践することが、虐待死の防止のために必要です。例えば、妊娠検査薬のパッケージに相談につながる情報を掲載するなど意見が出ていますが、にんしんSOS等の相談窓口は手厚く用意されている部分もごさいますが、どうやってそうした支援につながっていただくか。親にも言えない、誰にも相談できないことを解決していく手立てが必要です。学校の授業等での性教育を充実し、予期せぬ妊娠、望まない妊娠をしたときには誰かに相談することや、具体的な相談先について話し合うことも有効ではないでしょうか。

それでは、これで終わります。ありがとうございました。

## 報告-2 掛川亜季（たちかわ市民法律事務所 弁護士、当団体監事）

### 「児童虐待対応における司法の役割」

弁護士の掛川でございます。私からは、「児童虐待対応における司法の役割」と題して、児童虐待防止法の施行から現在まで、約 20 年間の法改正を、主に司法の観点から振り返り、後半は、現在の法制の到達点や課題、そして今後の改正について期待することを述べさせていただきます。なお、本日私がお話する内容は、あくまでも個人の意見であり、児童虐待防止全国ネットワークや、そのほかのいかなる団体の意見も代表するものではありませんので、そのことを予め申し上げます。

### ●児童虐待防止法制の展開

まず児童虐待防止法の施行、そしてその後の法改正を眺めて参ります。時間の都合上、主に司法に係る部分に絞っておりますことご容赦ください。

#### ・2000 年 11 月 児童虐待防止法施行

まず、2000 年 11 月に児童虐待防止法が施行されました。松原先生のお話でもありました通り、この法律により、「児童虐待とはどのようなことか」が定義されました。そして、子どもに関係する職種に、児童虐待の早期発見が呼びかけられ、虐待を発見した誰もが通告の義務があると位置づけられたことに大きな意義がありました。そのほか、児童虐待への介入を、親権に臆さず行うよう、児童福祉法で規定されている一時保護や立ち入り調査を積極的に行うことや、児童虐待を行った保護者に対し、子どもとの一定の面会通信の制限ができること、さらに、親権の適切な行使が求められ、親権者であることを理由に児童虐待に関し傷害罪などの刑事罰を逃れられない、ということを確認にしました。

#### ・2004 年改正

児童虐待防止法は、附則に 3 年ごとの見直し規定があり、2004 年に児童福祉法も含めた改正が行われます。

児童福祉法では、まず大きな位置付けとして、それまで児童相談所が虐待事件について主たる相談対応を行っていたものを、虐待予防や早期発見は、市町村が第一的に対応し、児童相談所は専門的な対応が必要な事案を主として対応するものとする、児童相談所と市町村との役割分担がされました。また、児童虐待対応においては、様々な機関が連携し、児童虐待に関する情報を適切に共有することが重要ですが、個人情報保護に関わる疑義を解消する観点から、要保護児童地域対策協議会という形で、それまで各地で行われていた連携連絡会議の法的裏付けが整備されました。一方で、児童相談所が親子分離し、いわゆる 28 条審判、すなわち親権者等が施設入所などの措置に同意しない場合に、家庭裁判所の審判を経た場合、

それまでは当初に審判を得るだけでよかったことが、入所措置後の、親子再統合にむけた取り組みを十分にしないことにつながってしまうという問題意識から、28条審判は2年ごとの更新を要するものとされました。

また、児童虐待防止法では、児童虐待の概念について、同居者の虐待の放置や配偶者暴力の目撃も虐待と位置付けられました。さらに、児童虐待の通告について、それまでの「児童虐待を受けた児童」の通告義務から、「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した場合の通告義務の形に改め、虐待通告をより行いやすくする改正が行われました。

#### ・2007年改正

みなさまご存知の通り、児童虐待の件数はさらに増加を続け、深刻な事件も引き続き起きました。2007年に児童虐待防止法の次なる改正が行われます。この改正は、児童虐待への介入や、虐待者からの保護の側面が色濃く出ているものと言えましょう。すなわち、立ち入り調査によっても児童の安全を確認できない場合には、この時に合わせて創設された、出頭要求や再出頭要求という手段もありますが、それでもうまくいかない場合に、裁判所の許可状を得て、住居に強制的に立ち入る、子どもを捜索することができる、臨検捜索の制度ができました。また、それまでは家庭裁判所の28条審判を経た場合の措置児童しか用いることができなかった面会通信制限について、児童虐待を理由とする、一時保護中あるいは同意入所中の児童にも行うことができるようになりました。さらには、このような面会通信制限全部がなされている子どもについて、必要な事案には、接近禁止命令も発令できるようになりました。この接近禁止命令は、裁判所ではなく、都道府県知事または児童相談所所長が出すものです。虐待調査に関し、児童虐待対応にあたって、虐待情報や資料の提供ができる旨の、情報提供の根拠となる規定も置かれました。しかし、情報や資料の提出の義務としては規定されませんでした。

#### ・2011年改正

ここまでで施行から約10年ですが、児童虐待対応において、親権がネックとなり、適切な対応が取れないという不都合が以前から指摘されてきました。そこで、2011年には、民法の親権規程を含む改正がされました。まず、親権喪失の要件を整えたほか、例えば医療ネグレクト、親がなんらかの理由により子どもの医療行為に同意をしないという事案に適切に対応できるべく、2年を超えない範囲で親権を停止する、親権停止制度が導入されました。また、これまで未成年後見人はひとりの人しか就任できなかったものを、複数でも、また、法人が後見人となってもよいというふうに弾力化されました。

親権制度の見直しに伴い、一時保護中や施設入所などの措置中の子どもと親権者の親権行使がぶつかる場面を整理する必要性が認識され、児童福祉法が改正されるとともに、ガイドラインも示されました。このように、親権者の親権行使が不適切な場合の対応が主に改正されましたが、一方で、一時保護の延長を、親権者の親権行使を事実上制約する一時保護につい

て、手続きの適正さを担保するため、一時保護の延長が親権者などの意に反する場合には児童福祉審議会の意見を聞かなければならないものとされました。

#### ・2016年改正

その後さらにスピードアップして法改正が進められます。時間の都合もありますので、私もスピードアップをして少し省略しながらお話いたします。2016年改正では、児童福祉法の冒頭で、児童の権利条約に則って実施していくということが明確化され、また、児童の意見表明権や最善の利益について言及されたことに、大きな意義があります。また、養育支援の重要性が認識され、母子の包括的支援の枠組みが母子保健法で規定されるなどしました。

#### ・2017年改正

2017年の改正は、司法分野ではとても大きな改正でした。一時保護が2ヶ月を超えて引き続きなされる場合に、親権者等の意に反する場合には、家庭裁判所の審判が必要とされました。また、28条審判の場合には、この審判手続きの中で、あるいは28条審判が却下された場合にも、保護者指導の措置をとるべきことを裁判所は児童相談所所長に勧告することができるようになりました。

#### ・2019年改正

さらに、2019年、保護者による体罰の禁止が明記されました。民法では特別養子縁組制度が改正され、子どもと実親の親子関係を終了させ、新しい家族を形成する流れが強化されました。

### ●法制度の展開と課題

ここまでの児童虐待防止法制の展開を見てきて、評価できる点をいくつかあげてみますまず、児童虐待に対する介入や保護については、この20年間に飛躍的に強化されてきたと言えます。予防的視点についても、直近の体罰禁止規定が盛り込まれたというところも含め、進んできました。当初視点が弱かった、分離した親子の再統合についても、28条審判の2年更新に加え、保護者指導措置勧告も強化され、少しずつ司法の側面からの整備も進んできています。また、2016年改正児童福祉法で、児童の権利条約や子どもの意見表明権などへの言及もあり、子どもの権利についての意識が、児童虐待対応の現場において以前よりも強くなってきたと実感しております。

一方で、ここまでの改正について率直に申し上げますと、少々場当たりのと申しますか、つぎはぎの形で改正が繰り返され、子ども、そして家庭に対して、継続的・一貫したシステムになっているのかということが大きな課題だと考えております。現行の日本の司法システムは事件単位であり、一時保護期間延長の審判はその審判、その後、同じケースであっても、28条審判や親権制限、親権喪失は別事件という立て付けです。しかし、そのような形で一貫した判断は可能なのでしょうか。また、28条審判中では保護者指導措置の勧告が充実

しましたが、親権制限事件ではそのような規定はなく、保護者への改善の働きかけが必要と思われる事案であっても勧告制度を使うことはできません。司法と行政、すなわち児童相談所との役割分担をどのように図るかということも改めて問う必要があるように思われます。また、親権者の手続保障はかなり意識されるようになってきましたが、子どもについては、例えば 28 条審判も、一時保護延長の審判も、子どもの意に反することは何も要件となっておらず、手続参加も十分に保障されているとは言えません。このような状況は、子どもの権利保障の観点からは問題があると考えます。また、視点は変わりますが、情報収集について、児童相談所にはなんら強制的な権限もなく、関係機関の応答義務もないことから、情報収集に支障をきたすということも、司法関与が進み、詳細な事実確認や証拠関係がなおさら重視される状況のもとでは大きな課題と考えます。

## ●今後に向けて

これらを踏まえ、いくつか改正の方向性を考えてみました。

時間の関係上細かくは申し上げられませんが、1 点目は、より子どもの権利の視点を国民の中にも意識づけ、虐待の発生予防のほか、虐待の諸対応の中でも、子どもの意見表明権、参加をはじめとした子どもの権利が保障される途上の整備です。子どもの権利基本法を制定するほか、体罰の禁止についてもより精緻化していくことが考えられます。

2 点目は、親権概念の整理です。親権概念につきましても、先般報道にありましたが、懲戒権規定の削除などがまず先行的に行われるものと予想されます。さらに、すでに議論が始まっていると承知しておりますが、親権そのものについても、子どもを育てる義務の側面が強いということも踏まえた整理がされることが必要と考えます。その上で、いきなり親権の停止ではなく、親権者に親権行使について改善のチャンスを与える法的枠組みの整備も必要なのではないかと考えます。他方で、親権の濫用について、適時適切な対応が取れるよう、例えば重要事項の決定についてのみ、親権者の判断に異議があるときには裁判所が代わりに決定できるといった柔軟な法的なシステムが必要と考えます。

3 点目は、家族全体を見据えた支援です。増加を続ける児童虐待の中には、繰り返される虐待や、繰り返される DV への巻き込まれも相当程度あるものと思われます。2 点目の、親権者に改善のチャンスをといるところにもつながりますが、司法の枠組みのもとで、親権者が家庭生活そのものを改善するための、ある種の強制力を持った枠組みが必要ではないかと思えます。もっとも、この点は改善プログラムが充実することのほか、司法と行政の役割分担をどのように考えるのか、そういったことも慎重な考慮が必要であると考えます。

4 点目は継続性ですが、これは重複になりますので割愛させていただきます。

5 点目は司法審査の手続の改善です。大きく分けて 2 つです。一つ目は一時保護が保護者、

子どもにとっても大きな影響をもたらすことを考えると、司法審査を可及的速やかに全件について行うべきではないか、というものです。二点目は、一時保護や施設入所などの措置は、子どもに大きく影響するものであることを踏まえ、子どもの参加・意見表明の機会を十分に保障すべきだというものです。

6点目は、情報共有です。これはいろいろな検討が必要かと思いますが、児童虐待対応の場面では、全国共通のデータベースシステムが構築され、関係機関は必要な範囲の情報にアクセスできるといったものがあれば、よりスムーズに虐待対応が行われるかと思います。一方で、このようなものはかなり大掛かりですすぐには難しいでしょうから、当面は、児童相談所が調査や情報収集をする権限をより明確化したり、情報提供について相手方に応じる義務を課す形の法改正が必要と考えます。

駆け足となりましたが、私からの報告は以上です。

### 報告-3 川松亮（明星大学、当団体理事）

#### 「激変した児童相談所の光景と新たな虐待対応体制への模索」

川松と申します。私は児童相談所で働いてきた者ですので、今日は児童相談所という立場から報告をさせていただきます。組織論的な話を中心に、ちょっととっつきにくいかもしれませんが、どうぞご容赦いただきたいと思います。それから、これは私の個人的見解で、ネットワークの見解ということではないということをご了解いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ●児童相談所における相談種類別相談対応件数割合

それではまず児童相談所の相談の件数の推移について、少しデータをご紹介します。これは2019年度の、全国の児童相談所が受けた全ての相談を種類別に分類した、その割合を示したグラフです。

「虐待相談」の割合が年々増えており、2019年度に受けた虐待相談で、児童相談所の全相談件数の三分の一を超えている状況です。従来は、障がいを持ったお子さんの相談「障がい相談」が多かったのですが、その数を超える状況になってきています。虐待防止法ができた2000年当時の児童相談所の相談種類別の割合と比べてみますと、当時はまだ「虐待相談」は5%程度で、「障がい相談」が多かったことから、かなり割合が増えていることがわかります。

一方で、「育成相談」という、いわゆるしつけや不登校相談といった内容の割合が減ってきています。こんなふうに、相談件数の全体が変化してきているんですね。全体の件数も20年前に比べると36万件から54万件ですから、児童相談所全体の件数も非常に増えています。

その中で、「虐待相談」については、今までの他のお話の中でも出てきておりますように、1990年に日本で統計を取り始めてから、ずっと増えてきているわけです。増えてきている理由としては、最近では大きく2つの理由が言われます。1つは「周知発見が進んで通告が増えた」こと。もう1つは、「夫婦間暴力・暴言に関する心理的虐待の、警察署からの通告が大幅に増えている」ことで、実質的には後者が件数を押し上げています。児童相談所につながって対応した件数が増えているということで、日本の社会で虐待そのものが増えているかどうかはわからないんですね。

これに今まで椎名さんや掛川さんのお話の内容と重ねていきますと、2000年に虐待防止法が成立して、その後、たびたび改正がされていきます。大きな事件があると、権限強化などが図られて改正されていくわけです。例えば48時間ルールなど、様々な通知が国から出て、児童相談所の対応が強化されていきます。そして近年、特にここ3、4年ぐらいで非常に急ピッチで様々な法改正が行われて、急速に施策の展開がなされています。あわせて、児童相談所の体制が貧弱として、国からプランが出され、人員増が図られるという形で対策が取られてきています。こんな風に、相談件数増にあわせて様々な対策が取られてきた状況です。

### ●全国の子童福祉司数の推移

一方で、児童相談所の人員体制がどうなっているかです。児童相談所には児童福祉司や児童心理司、お医者さんとか弁護士さんとか様々な職種の方がおられますが、児童福祉司の数の変化を見てみると、虐待防止法ができた2000年からこの20年間で3.5倍ほど増えています。虐待件数自体はこの20年で10.9倍ほどに増えてますので、それにはちょっと追いついていない。児童相談所自体の数は、20年前(2000年)に174カ所だったのが、今(2020年)は220カ所で、これも自治体の努力で増えてきているし、近年は国も児童相談所の体制強化を図るということで、児童福祉司の数もこのところ増えてきている状況です。それでも、圧倒的に足りないのが現実です。

### ●この20年で可能になったことや進んできた取り組み

先ほど掛川先生のお話にもありましたけれども、この20年間で法改正などで様々な権限が強化され、できることは増えてきています。ここにあげたような例で、児童相談所が介入して対応していく上での、いわゆる武器ですね、手法は増えてきていて、可能になる範囲は増えてきているんですけども、一方でそれを迅速的確に行うことが求められてきています。児童相談所現場はそのことに苦慮しています。

それから法改正だけでなく、子どもへのケア、あるいは虐待から家族関係を修復しながら親子関係を再構築していく支援など、支援の取り組みも進み、広がってきています。保護者を支援するプログラムや、子どもへの面接の手法、子どもや家族が参画していく取り組み、アセスメントツールの開発など、こういったことも取り組まれてきておりますが、まだまだ

十分とは言えませんし、この普及が今後の課題だと思います。

### ●児童相談所の相談体制の現状

ただ、それを行う人員体制が十分かというところです。2019年度の虐待対応件数は19万3000件ですが、これを同じ年の全国の児童福祉司の数で単純に割り戻してみますと、一人当たりが50.8件を受けて対応しているということになります。虐待相談だけでこの数字です。しかし最初にお見せしたように、児童相談所は虐待相談だけに対応しているのではなく、そのほかにも様々な相談を受けています。また、その年に受けた相談だけではなくて、前の年から受けた相談も継続して支援している、あるいは施設や里親さんで暮らしているお子さんに対する支援をしているケースも加えていくと、もっとたくさんになるんですね。非常にたくさんのケースを抱えて、四苦八苦している状況です。

参考に、イギリスの状況を紹介します。イギリスで日本の児童相談所にあたるCSCという機関には、全国にソーシャルワーカーが3万人以上いる。日本と桁が一つ違うんですね。で、一人当たりのケースは、平均すると16.8ぐらいです。欧米に比べると非常に体制が貧弱で、圧倒的に人員が足りません。こうしたことから、児童相談所の現場としては、非常に疲弊して、苦勞しているというのが現実です。

### ●介入機能強化と疲弊する児童相談所現場

法改正などで少しずつ児童相談所の権限は強化されましたが、一方で迅速的確な行使への社会的な要請が高まってきており、その不作為を厳しく問われるということが児童相談所の現実としてあります。職員としては非常にプレッシャーを感じている状況です。

一方で、圧倒的な人員の少なさから、一人の抱えているケースが非常に多くなるので、一つ一つのケースに十分に丁寧に継続して関わる、丁寧な支援をすることができない。そしてどうしても対応が遅れがちになるもどかしさを抱えているのが実態です。また、行政機構の一つですので異動があります。非常に疲弊している児童相談所の現場で、短期間で異動する方が多く、全体的に経験年数が短くなってきており、半数程度が経験年数3年未満という実態です。専門性の定着という点でも課題を抱えています。近年、厚生労働省の方で人員配置増を計画しているのですが、それに見合う人がいるかという点、なかなか人材確保自体が難しく、定員を埋めることができていない。児童相談所職員のリクルート、意欲のある児童相談所の職員の方たちの確保・育成が、非常に大きな現在の課題です。

### ●相談対応のスタンスの変化 児童相談所のジレンマと支援機能の弱まり

児童相談所の対応の仕方、支援の仕方、その姿勢の問題ですけれども、松原先生からもありましたように、もともとの児童相談所の相談というのは、お子さんの困りごとについて家庭から相談を受け、一緒に考えながら進めていくというものでした。クリニック機能を利用しながら、成長発達と一緒に図っていくことが中心だったんですけども、2000年前後から

虐待対応が求められるようになると、相談する動機のない方に関わっていくため、このスタンスが変わらざるを得ない状況になってきます。社会の要請を担いながら、自ら相談を求めている方たちにも、その不適切な養育状況に介入していかなければならないわけです。その与えられた行政的な権限をしっかりと行使しなければならない。不作為は責められるということで、非常に介入的な関与になってきています。この違いに戸惑っている、ジレンマを抱えているというのも、もう一つの実態です。こうした介入的なソーシャルワークのあり方と、従来の支援的、サポーター的な寄り添っていくソーシャルワークのあり方との矛盾に混乱してきたということがあります。

また、虐待への介入が進む中で、お子さんを一時保護することで保護者との対立が増えるわけです。なかなか同じテーブルについて冷静に話し合うことができない事例が増えて、その後の継続的な援助関係を構築しにくいという苦労を抱えています。それでも、児童相談所のソーシャルワークには、保護者との信頼関係を構築しながら親子関係を修復していく、保護者・家族の生活基盤を整え支援して、暮らしが成り立つようにしていく、そういったことが求められる。そこの矛盾と、なんとかそれをこなしていこうとする努力を続けてきているわけです。そうした中で、職員の異動が激しく、なかなか定着していかない実態があり、児童相談所における、親子関係を修復したり、生活基盤を整えたりして養育環境を整備していくという支援が、現在は十分になしにくくなっているのではないかと、非常に懸念を感じています。

そんな中で、総合的な判断ではなく、マニュアルや一定の判断基準にとらわれがちになり、それによって判断する実情には、ソーシャルワークとしては十分ではない面が見られるのではないかと懸念しています。

虐待の問題については、結局予防が何よりも大事で、虐待に至る前に地域で支えられて、虐待が予防されていくことが非常に大事だと思うんですけども、そうしたところに児童相談所として関与していくという余力がなかなかないのも現実です。

## ●介入と支援の定義 初期対応と支援の分離の検討

ここで「介入」と「支援」について少し触れます。相談する動機のない方たちに、子育ての場面で介入していくんですけども、その、「介入すること」と「支援すること」は、つながっている面がある。支援にも、「枠組みを作る」といういわゆる介入的な要素もあるので分けにくいんです。しかし児童相談所が担う機能の中で、初期対応部分、安全を確認したり、子どもを保護したり、場合によっては裁判所の許可を得て鍵を壊してでも立ち入り調査できるような権限も持っているわけで、そうした行為を行うことと、その後の継続的な支援とはやはりちょっとスタンスが違います。

介入から始まることで、保護者と対立してその後の支援にスムーズに移行できないとか、

児童相談所が虐待通告の安全確認に追われてその後の支援になかなか手が伸ばせないという現実があります。こうした機能を1カ所で担うのは限界ではないかと考え、初期対応や法的権限の行使という機能と、その後の支援の部分とを、機関として分けていくことが必要ではないかと考えます。

また、親子分離について、児童相談所という行政機関の判断のみで行うのではなく、裁判所が関与して判断する、司法が関与する仕組みも合わせて必要だと思いますし、保護者が児童相談所の支援を受け入れることを司法としても促していく、勧告していく、そうした仕組みも必要ではないかと考えているところです。

### ●児童相談所と市区町村の対応区分のミスマッチ

もう一つ考えなければならない側面は、児童相談所と市区町村との関係性です。ここまでの先生方のお話でもありましたように、この間、市区町村での対応も強化されてきたのですが、児童相談所と市区町村それぞれが今、虐待通告を受ける窓口になっていて、二層性になっている、二重の対応をしている状況です。

これは国の通知の、子ども虐待対応手引きに出ている図ですが、概ね重症度によって、児童相談所と市区町村の対応を分けるという考え方が取られてきたんですけども、必ずしもそれが明確に確認されていません。

児童相談所は「189」という番号がありますので、泣き声通告が入ってきたり、最近では警察署からのDVに関わる心理的虐待通告が急増しています。これは大部分が軽度の虐待です。こうした泣き声通告や重症度の低いケースが児童相談所には結構きます。一方で市区町村の方は、充実して対応されているところほど、管内の学校や保育所からケースが上がってきますし、地域での重厚な支援が必要なネグレクトケースを結構抱えて大変な思いをされています。

もうこの重症度での区分というのが明確になっていない、混乱しているというのが現実です。こうした区分対応にミスマッチが起きていることがありますので、今後整理していくことが必要だと考えます。

### ●これからの子ども虐待対応の構造案

そこで私が思うには、ワンストップで子どもの虐待通告を受ける、「子どものアセスメントセンター」といった機関を設置して、そこでアセスメントをして、児童相談所か市区町村の機能どちらを使っていくか振り分けていくようなシステムが導入されるとよいのではないかと考えています。そうするとケース対応の区分もしやすくなるし、機関として、児童相談所という介入度の高い援助を行う機関と、市区町村という支援機関とに分けて対応することができるのではないかと考えています。これらの3つの機関が理念を共有して、アセスメ

ントの考え方を揃えていく、そのためのアセスメントツールを共有していく仕組みを作っていくことが必要かと考えています。

### ●これからの児童相談所を考えるために

そろそろ終わりにしなければならないんですけども、これからの児童相談所を考えるという点では、児童相談所にソーシャルワークの基本をもう一度取り戻す必要があると考えています。児童相談所の支援機能をもう一度強化して、相談支援関係を作っていく力量を高めていく、そういったことが必要ではないかと考えます。

また、役割分担を強調して、ここからはうちの仕事、そこからはおたくの仕事、という考え方を採るのではなくて、市区町村であるとか、民間団体、あるいは様々な関係機関と一緒に動く、重ね合っていく支援、協働していく対応を進めていくべきだと思います。さらに、子どもや家族が自ら考えて一緒に取り組んでいけるような、参画する取り組みも充実していく必要があると思います。そして何よりも虐待の予防が大切なので、妊娠期からの支援や、子育て支援の様々な取り組みを充実していく、そのためにソーシャルアクションが必要で、そこに児童相談所も関与していくべきだと思います。

そして人材ですが、例えば民間の機関というのは非常に長い経験を持った、専門性の高い方がおられます。あるいは施設の方たちと人事交流をしたりして、一緒に取り組む。あるいは自治体間で相互の異動が可能になると、人材もそれぞれ専門性を高めていくことが可能になると思っています。こういった仕組みも今後考えていくべきではないかと思っています。以上、児童相談所という立場から報告をさせていただきました。ありがとうございました。

### 報告-4 坂入健二氏（特別区職員研修所）

「(市区町村) 子どもを守り家庭を支える取り組み ～これまで、そしてこれから」

特別区職員研修所の坂入でございます。私からは、「市区町村 子どもを守り家庭を支える取り組み～これまで、そしてこれから」というテーマでご報告をさせていただきます。

報告者は、東京都の東部に位置する区の職員として、障害者福祉、生活保護ケースワーカー、そして平成15年からは児童虐待対応の現場で、児童虐待通告を受け、調査支援の業務を行ってきました。現在は23区に勤務する児童相談所、子ども家庭総合支援拠点等に勤務する、区職員の人材育成に従事しております。

### ●児童相談所と市区町村の役割

児童虐待対応において、市区町村がどのような役割分担をしているかについて説明いたします。現在、児童虐待通告の連絡は、児童相談所と市区町村両方に入ってきます。それぞれがその家庭に関する情報を集め、子ども、保護者、関係者から話を聞き、初期調査を行うところまでは一緒です。そこから先、調査の結果、子どもを緊急的に保護する機能、あるいは

もう少し長期的に施設に措置することは、児童相談所だけが行うことができます。入り口が市町村の場合には、保護が必要な場合には児童相談所をお願いしていくわけです。市区町村は緊急の保護が必要でない場合に、継続的な相談に乗り、必要な支援を提供できるようお手伝いをしていきます。入り口が児童相談所でも、緊急的な対応が必要でない場合には、市区町村が主となり、地域の支援機関とともに子どもと家庭を支え、サービスを提供していきます。

このように説明すると、誤解を招きやすいのが、児童相談所が緊急的で、重度重篤なケースを扱うのに対して、市区町村は発生予防や中度軽度のケース対応のみを行うという、ケースの重篤度で役割分担するという理解です。しかし、児童相談所ができることというのは非常に限定的です。このことを説明するために少しデータを見ていきましょう。

平成 29 年度と少し古い数字ですが、児童相談所が虐待相談として受理したものが 13 万件、市区町村が対応したものが 10 万件。重複がありますけれども、合計 24 万件あまりです。緊急性があり一時保護が必要と判断されたものはそのうち 2 万 1000 件。通告のあったものの 8.8%です。しかもそこから施設に措置される児童は 4500 件あまり。つまり虐待相談として受理されたもののうち、施設に措置される児童は 4%にも満たないのです。また施設に措置された子どもも、家庭状況が改善されれば家庭に戻っているのです。虐待には殺人に至るような重篤なものもありますが、例えばお母さんがお父さんに、「私もう子どもといるのが辛い」と、そういった一言が言えずに、結果的にいっぱいいっぱいになって、一時的に子どもを怒鳴りつけてしまった、そんなケースも、私たちが入って「お父さん。お母さんすごい大変な思いしてるみたいですよ」ということを伝えてあげることによって、「そうなんだ、そんなこと全然気がつかなかった。自分も少し仕事のことばかりではなくて子育て手伝わなくちゃいけないな」と、そんなことで改善されるようなものもあります。こういったものも、通告として受理した場合には、全て「虐待」と一括りにしています。

つまり虐待があっても、程度や頻度は本当に様々です。施設等に措置される児童はごくわずかで、虐待と言われる状況があっても一時的なものであったり、サービスの提供、例えば子どもが保育園に入れた、それだけでその後不適切な状況は発生しない場合がほとんどなのです。データでご覧いただきましたように、時に児童相談所の機能を活用しなければならないケース、時期があるかもしれませんが、人が生きているのは地域社会であり、子どもや家族がよりよく生活できるようにするためのお手伝いをしてるのが市区町村です。子どもと家族を支えているのは、虐待を調査する窓口の相談部署だけではなく、人が生活している地域の保育所、児童館、学校、子育て世代包括支援センター、保健センター、民生児童委員、そして隣近所に住む住人みんなです。児童虐待防止法ができて以降も、虐待死亡事件が続いていることから、国は一步一步ですが、児童虐待のない社会を実現するために、様々な体制、制度の整備を進めてきました。今はまだその進化の途中だと思います。

## ●市区町村体制・制度の進化 3つの柱の充実

子どもの笑顔が増える地域社会を実現するために、市区町村には3つの柱の充実が大切だと思います。1つ目は、市区町村子ども家庭相談の窓口の充実です。2つ目は、地域関係機関との連携になります。3つ目が、サービスの充実です。この3つの柱について、順を追って説明していきたいと思います。

### ・市区町村子ども家庭相談

一番目の柱。市区町村、子ども家庭相談の機能窓口についてです。上には、昭和平成令和という時間軸を示しています。昭和の時代から、市の福祉事務所の中には、家庭児童相談室が設けられ、子どもと家族の相談に乗ってきました。しかし、家庭児童相談室は、親御さん自身が困って相談室に来てくれた、相談に応じるのが基本で、家庭状況を調査したり家庭を訪問することは法的裏付けがないので難しい時代でした。しかし、平成になり、児童虐待通告件数がうなぎ上りに増加して、市区町村も虐待の通告先として加えられ、必要な調査、家庭訪問、支援ができるようになったのが、平成17年4月からです。私は平成15年から子ども家庭相談をしてきましたが、法改正の前は、子育てに悩んだらいつでも相談に乗りますよという「待ち」の姿勢の相談機関でした。区民に広報したり、関係機関に相談が必要な保護者を紹介してもらうようお願いしましたが、お客さんがいなくて閑古鳥が鳴くような状況でした。しかし児童福祉法が変わり、市区町村も通告先に加えられ、関係機関からも認知されるようになると状況が一変して、児童相談所と同じように対応に追われることになりました。相談や支援を求めている方に、いかに支援を受け入れていただけるようになるのか、苦労の連続でした。現在虐待の発生が多い都市部の一部の自治体では、専門的な人材の確保、職員数の増加もある程度できていますが、日本全国を見ると、法律で定められる役割を果たせる環境が整えられていない市区町村もたくさんあります。このため、28年度の児童福祉法改正で、市区町村の子ども家庭相談の窓口である、子ども家庭総合支援拠点を設置できることになりました。このことによって、専門職の配置や、その裏付けとなる財政措置がされることになりました。これまで全国の市区町村によって呼び方がいろいろでわかりにくかった窓口を、「子ども家庭総合支援拠点」として統一したことで、社会的な認知が広まっていくことも期待されます。また、子ども特別区にも児童相談所が設置できることとなり、今年度は3区、来年度は2区、その後も次々と区に児童相談所の設置が予定されております。また、この子ども家庭総合支援拠点について、国は2022年までに全市区町村に設置することとしており、とても力を入れて取り組んでいることは心強いことだと思います。

先ほど、川松先生からありましたようにも、課題はいっぱいあります。人材の確保、人員数の絶対的な不足、それからソーシャルワークの技術ですね。通知に従って警告をするだけでなく、どのように家庭が困っているのか、親が困っているのか、そこをうまく拾い上げるスキル、技術については、独自のものがあります。これをきちんと研修やトレーニングをしていく体制はまだできていません。

## ・地域関係機関との連携

次に二番目の柱。地域関係機関との連携です。平成17年に、要保護児童対策地域協議会、要対協が設けられて、虐待対応は大きく前進しました。それまでも児童虐待に対応するためには、子どもと家族を取り巻く関係者が、その家庭に関する情報を共有して、外からは見えにくい子どもが置かれている状況を把握したり、みんなで支援していくためのネットワークを作ることが大切であると言われるようになっていました。しかしここには大きな壁がありました。公務員は個人情報保護条例によって、同じ役所の職員同士でも住民のプライバシーに関係する話をするのは禁止されていました。また、医療関係者の方は資格の上で守秘義務が課せられています。この要対協ができるまではケース会議をやっても、例えば保護者の病気や、障害の状況については、守秘義務があるからわかってはいるけども言えませんが、みなさん子どもをなんとかしたいという思いはあっても、法律上の足かせがあって十分な話し合いができませんでした。それが、要対協という例外を認める規定ができたことによって、情報共有をできるようになり、関係機関の支援の和が大きく広がりました。また、母子保健や警察、学校との連携ができるように、法改正や通知が出され、縦割りの行政をつなぐ工夫がされてきました。一方で心配な子どもについて、要対協に報告したので、あとは支援拠点がなんとかしてくれるんですよ、児童相談所がなんとかしてくれるんですよと言われるようになりました。支援拠点が初期調査や支援を行ったとしても、日常的に親子に寄り添えるのは、子どもと家族の近くにいる、保育所、学校、地域の方々です。児童虐待という枠組みで捉えてしまうと、専門機関が特別な対応をするものになってしまうのですが、虐待であろうと虐待でなかろうと、子どもと家族が地域で暮らして困難を抱えている以上、みんなが子どもと家族にできることを協力していかなければなりません。相談した人を選ぶのは相談機関ではありません。子どもや親自身です。リスクのある家庭に関わることは、支援者にもストレスです。しかしリスクがあることを前提に関わらなければ、子どもと家庭への支援はできません。要対協の考え方はなかなかわかりにくくて、ケースごとに関係者に一つ一つ丁寧に説明することが現在でも求められています。人は、生まれ持った性質も環境も多様です。みんなよい親になりたいと願っていても、不運な困難が続けば適切な子育てができなくなることがありうるのです。社会が、人間の多様性を前提として、皆で子どもと家族を支えようとする意識の再確認が必要だと思います。

## ・サービス

三つ目の柱はサービスです。相談機関といっても困っている人の話を聞くだけでは、いつ状況が改善するか見通しが持てません。子育てに困難を抱えている家庭には保育所を利用できるようにしたり、あるいは短期間子どもと離れることも有効です。平成15年から、子育て短期支援事業、子どものショートステイ、16年からは保育園入所の取扱規定、また家事支援等のサービスも入れられるようになりました。これらの制度は平成24年の子ども子育て支援新制度で、利用者支援事業等に移行していきました。また、来年度からは産後ケア事業によって、虐待死亡リスクの高い、出産後1年以内の方が利用できるサービスも本格的に動き始めます。これらは国が作った制度で、財政的な裏付けもある程度はあります。しかしサ

ービスを必要としている親子が利用しやすいものにできているのかは、各市区町村にかかっています。制度はできても周知していない、利用しにくいものになっていないか、必要な子どもや家庭に届けられるサービスになっているのかどうかを点検していくことが必要です。

## ●市区町村のこれから

これまでの施策はNPOや先駆的な自治体の取り組みがあったからこそです。まだまだサービスは十分ではありません。いろいろな機関が、新しい必要な制度、サービスを作っていく取り組みが必要です。

市区町村の虐待対応は行政的側面とソーシャルワークの側面があります。国通知を厳密に実施することのみが目的になってはいけません。子どもを守る強い決意とともに、人間の多様性を当たり前のこととして、子どもも家族も支え守る気持ちを大切にしていきたいと思えます。親という役割だけではなく、一人の人として相談に応じ、支援を行い、ともに歩んでいきたいというふうに思います。大切なのは、支援を求めない人とも支援関係を結べる力。役所の人ではなく、あなたとの関係から、ということをして市区町村の職員には伝えたいと思えます。最後まで、ご視聴くださいましてありがとうございます。以上で私の報告とさせていただきます。

## 報告-5 黒田邦夫（愛恵会乳児院、当団体理事）

「一時保護された子どもの多くは在宅に一乳児院・児童養護施設の新たな展開」

愛恵会乳児院の黒田と申します。私は施設の状況についてお話をさせていただきます。

## ●児童虐待死記事の10年の推移

児童虐待防止ネットワークでは毎年虐待で死んだ子どもの死を悼む市民集会を行っています。その時に、虐待で亡くなった事例について読み上げをします。読み上げの事例はメディアで報道されたものを集約したものなのですが、グラフを見ていただくと分かりますように、報道される件数が年々減少傾向にあります。これまでの報告者からあったように、児童虐待で死亡する子どもの事例についてはほぼ横ばいですが、報道件数はそれと同じではありません。直近5年を平均しますと、だいたい厚生労働省の虐待死亡事例で検討報告されている数の3分の2ぐらいの件数が報道されています。案外多いのは、警察の発表をそのまま報道することです。子どもが発言したり、作文が残っていたりという事例については続報が次々と出てくるのですが、0日0ヶ月のケースについては、そういうものが残っていませんから、警察発表の記事というのが多い印象があります。続報がある場合は逮捕や裁判があった場合という感じです。虐待死亡事例の報道は、減少傾向で増えていません。

## ●虐待相談の一時保護とその先について

続いて、虐待相談の一時保護についてデータで追ってみます。児童相談所への虐待相談件数は年々増えています。それに伴って一時保護の件数も徐々に増えてはいるのですが、一時

保護される割合が、以前は虐待相談の3割ぐらいあったのが直近では15%と半減しています。一時保護の件数は増えてはいるのですが、一時保護所で保護される子どもの増え方より、児童養護施設、乳児院、里親などへの一時保護委託の増え方の方が多い。大都市部を中心として、一時保護所が足りない状況があります。逆に地方は一時保護所が結構空いているということで、地域間格差があります。

一時保護後の状況のグラフを作ってみて意外だったのですが、社会的養護の児童数の推移を見ると、10年間徐々に減ってきています。虐待通告が増えて、一時保護が増えているのであれば、施設入所も増えているのかなと漠然と思っていたのですが、実際は減り続けていました。全体としてはこの10年ぐらいの間に、社会的養護の児童数全体としては約5%減少しています。内訳は、施設養護は、児童養護施設が2割近く減、乳児院が1割減。それに対して里親委託が44%増、ファミリーホームはもとが少ないこともあり7倍増。ファミリーホームと里親を合わせた家庭養護は175%で75%増でした。

ここまですり返ると、児童虐待相談は急増している。一時保護数もそれに伴って増えている。しかし、虐待相談数に対して一時保護される割合は半分近くに減少している。先ほど一時保護率15%と言いましたが、逆にいうと、虐待相談の85%は一時保護されていません。施設入所で見ますと、全国の虐待相談に占める割合でいえば、かつては7~8%あったものが、平成30年度で2.9%。昨年度は2.5%とさらに下がっていて、虐待相談の子どもの97.5%は在宅支援になっています。東京都では、昨年度、虐待相談のうち施設入所は1.98%と2%を切っています。虐待を受けた子どもたちは、通告すれば保護されて施設や里親に行っているのだろうと漠然と思っていたと思うのですが、実際は地域での支援がメインになっています。施設は一部の大都市を除けば入所数が減少していて空きがあるので、入れるところがないという話でもないことを知っておいてください。

データで見る限り、「虐待相談が増えているから社会的養護への措置は減らない」という社会的養護の需要予測や考え方は幻想ではないかと思えます。問題は、なぜ一時保護が増えても社会的養護が減るのかというその理由が、今のところ私には分かりません。

仮説1として、軽度の虐待の通告による一時保護が増えたので、在宅へ戻せている。もう1つが、自治体での子育て支援が充実して、在宅に戻せるケースが増えた。というようなことを考えてみました。いくつもの区が児童相談所を開設準備している中、各区を訪問して懇談をしてきたのですが、東京の場合は自治体ごとに子ども家庭支援センターを設置して地域での子育て支援をしており、10年前に比べれば支援メニューも質的・量的に充実しているという話があり、地域で支えられている面もある印象を受けました。ただ、全国的にそうなのかはよくわかりません。

## ●施設（児童養護施設・乳児院）と子ども家庭支援センター（区市町村）・児童相談所

全体状況が変化している流れの中で、施設のあり方にも大きな変化が起きています。図は東京の状況をもとに作っていますが、左側の「家庭状況」の三角形の図を、真上から見た感じが、その右の図となります。

真ん中あたりの色がついている「虐待通告対応」より中の方が、児童相談所の仕事で、外が自治体の仕事、というイメージになっています。区が児童相談所を設置する前は、真ん中がないバームクーヘン状態で仕事をしていました。施設の役割・機能は図の下にある通りです。ピンクの「養育支援機能」、従来は児童相談所から措置委託された子だけ見ていればいいということで、長年やってきたわけです。現状は、地域での虐待予防等に対応するべきという流れになってきて、「予防的支援機能・子育て支援機能」としてショートステイなどを、いくつもの施設が自治体から受託しています。それから「一時保護機能」、乳児院は昔からやっていますが、児童養護施設はかつては年に1ケースも一時保護委託がなかったのですが、今は日常的に一時保護委託を受けています。入所後は、「親子関係の再構築を支援」する、「自立支援」「再出発を支援」する、退所後は「アフターケア」、「自立支援」、「里親支援」などを行う。これらを、地域の子ども家庭支援センターなどと連携しながら行っています。全国的にも、国がそのような施策を次々と出して、やるようにという方向です。しかし、これは自治体によって、施設によって対応が違っており、地域間格差、施設間格差が起きている現状があります。

### ●施設は多機能化・機能の高度化の方向

最後です。この状況の中で、施設は、たくさんの虐待通告の中から少数の選ばれたというか、選りすぐりの方たちが入所している状況もあって、多機能化、機能の高度化の方向へ向かっています。時代のニーズに応える施設に展開していくには、虐待予防、子育て支援が重要な課題になっています。さらには、訪問支援も含めた、親子一体型の支援体制の整備も求められています。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

### 報告-6 高祖常子（育児情報誌 miku 元編集長、当団体理事）

「子どもの権利を守る虐待防止施策を考える 虐待予防としての子育て支援の場とこれから」

みなさま改めましてよろしくお願ひいたします。オレンジリボンの担当理事をしております。そのほか子育ての支援の方で様々な NPO の理事などをさせていただいています。「虐待予防としての子育て支援の場とこれから」ということで、お話しさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

### ●特別なサポートが必要な家族

まず、特別なサポートが必要な子育て家庭の現状ということでざっとお伝えしたいと思ひ

ます。虐待、DVがあります。子どもが障害を抱えていらっしゃるご家庭もとてもいっぱいいらっしゃいます。きょうだいに障害児がいらっしゃると、健常のお子さんになかなか手が回らないことがあります。医療ケア児も毎年すごい勢いで増えていて、これは医療技術が発達したことも関係あると思います。アトピーやアレルギーなど重症疾患を抱えているお子さんをお持ちの方だと、お世話に手が掛かるということもあると思います。あとはダブルケアですね。いまは平均出産年齢が30歳を超えておりますので、子どもが生まれた後で親が倒れて介護する同時進行がかなり起こっています。介護していて子どもが生まれるという方もいらっしゃいます。貧困や、親がうつなど精神疾患を抱えていたり、ひとり親、多胎児も。親の一方または両方が外国籍のためになかなかコミュニケーションが難しく、支援にたどり着けない場合もあります。ステップファミリー、子連れ再婚など血縁のない親子、きょうだい関係もある。あとは国が増やそうとしている里親さん。それから、そもそも自分の親との確執を抱えていらっしゃるという方もいます。要は、養育者がストレスを抱えると、子どもがストレスのはけ口になるということで、親を支えることが大事ということですね。

### ●しつけのための体罰が子どもの命を奪う

これは、2016年の厚労省の研究班のデータですが、どんな疾患よりも、自殺で亡くなる妊産婦さんが一番多いということが発表されております。そして、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2018年に報告したのですが、「子どものしつけのために体罰をすることに対してどう思いますか」と質問したところ「すべきではない」が40%で、「すべきである」というのが6割ですね。「実際に叩いたことがありますか」というところで、7割が「手をあげたことがある」と答えていました。そんな中で、皆さんもまだ記憶に新しいと思いますが、2018年3月に目黒区で命を落とした結愛ちゃんが、平仮名の反省文を書いたことがありました。結愛ちゃんの時に、虐待防止の緊急対策が出されましたが、2019年1月、野田市の心愛さんが先生に「お父さんに暴力を受けています。どうにかできませんか」とアンケートで訴えたにも関わらず守ることができなかった。どちらも、親のコメントは「しつけのため」です。しつけのための暴力が、子どもの命を奪っているということがずっとありました。ただ、先ほどのセーブ・ザ・チルドレンのデータにもありましたが、やっぱり叩くことをやめたらしつけられない、という考え方が根強くあるんだと思います。なかなかここが突破できなかったのも、仲間と共に署名活動をさせていただきました。「虐待死をなくしたい。子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めます」ということで、いろんなメンバーとコラボレーションさせていただき、10日ほどで2万人の署名が集まりました。この写真は議連に署名をお渡しした時のもので、福井大学の友田明美先生も一緒にいただいたのですが、省庁はじめ様々なところに署名を持って行きました。

### ●「親の体罰禁止」が明記

もちろん著名だけの力ではありませんが、世論の動きもあって、2019年6月に、児童福祉法と児童虐待防止法の改正案に「親による体罰禁止」が明記されることが、満場一致で可決されました。懲戒権についてニュースで報道されたりもしましたが、それらの兼ね合いも

あって、法律上では「親による体罰禁止」という言葉にとどまっておりました。ただしガイドラインを作ることになりましたので、私も厚労省の委員に入れさせていただいて、親だけではない「全ての人」で、身体的な罰だけではなく、体罰「等」、暴言も含むこと、そして身体的な罰は軽ければOKではなく、「どんなに軽いものであっても」ということを明記していただくことができました。これは子どもの権利がベースになっています。これをもって、世界で59か国目の体罰全面禁止国ということで日本も承認されました。

先ほどのセーブ・ザ・チルドレンの調査の時には、体罰賛成派・肯定派が6割ということで、2019年6月に親による体罰禁止が成立した時には、かなりバッシングもありました。ただし、パブコメを集め、この副題「みんなで育児を支える社会に」という言葉に決まったわけです。このような状況から、日本全体の、皆さんの考え方は少しずつ変わってきているんじゃないかと思っています。

### ●家庭の様々な問題 「体罰等によらない子育て」を学ぶ

この部分は私の問題意識としての話にはなりますが、家庭の中には、虐待や家庭内暴力、若年自殺、夫婦間DVや介護殺人など様々な問題があります。学校や職場ではいじめ、デートDV、ハラスメント、というようなものがありますが、やはり日本の殺人事件の半数以上が親族間で起こっています。ですので、「子どもへの向き合い方」を学んでいくことで、家族間トラブルを抑止することができ、それが虐待防止にもなり、さらには社会全体の暴力やハラスメントの抑制にも関係してくるのではないかと思います。

ではどこで学ぶのか。様々な段階や場所での情報発信や学びが必要と思っています。私が一番押さえるといいと思っているのが、妊娠期。両親学級ですね。そして新生児訪問や、幼児期・学齢期、再婚時、様々なところでの情報提供と学びが必要だと思っています。さらに、子どもも学ぶ。子どももSOSを出せることがすごく重要です。年末に、高校生がショッピングセンターで出産したという報道がありました。この事件が起きたのはオレンジリボンの発祥の地、栃木県の小山市でした。同じ地域でそのようなことが起こっているということを考えると、子ども自身が様々な情報を得る、自分でSOSを出せる、さらに大人がそういう場を作っていくことがすごく必要であると思っています。

### ●では、どうしていくのか 実例から

ここからは、ではどうしていくのかというヒントになればと、様々な実例を通してお伝えしたいと思います。「掛け算で伝える」ということですね。

私の例で恐縮ですが、まずは「0歳の親に伝える」です。助産院のベビーマッサージ教室で、体罰によらない、感情的にならないで育てようというところを伝えていきます。次は「パパに伝える」ですね。ファザーリングジャパンというNPOで、オンラインの分科会でパパとして体罰によらない子育てをすることを伝えさせていただいた例です。そして「企業で伝え

る」。企業で社員に伝えるということです。これは積水ハウスさんで、オンライン講座を通して、企業の皆さんに伝えさせていただいた例です。社員・従業員のみなさんも、親であり、親子関係・家庭が安定していることが仕事に打ち込めることにもつながります。さらに、「マンションの管理人さんに伝える」。これは大京アステージさんが、社員教育もですが、管理人さんに向けたところでお話の場を設定いただいたものです。

そしてさらに様々な場ということで紹介させていただきます。妊娠期ですね。妊娠中の親にどう伝えていくかということで、浦安市ですが、プレパパママに向けて「自治体」で開催している例です。これは「産院」での実施です。産院は出産のため健診で通っているところなのでごく受けていただきやすいと思っています。さらに、これは「保健所」です。通常の両親学級の枠の中でお伝えさせていただいている例もあります。

### ●自治体の取り組み例

ここから、妊娠中から子育て、親子への寄り添い実践のヒントということで、自治体の例も少しお伝えしたいと思います。一時保護されたけれども在宅支援になったり、そもそも安定的に見える親子関係が急に不安定になることがあります。やはり地域でいかに支えていくかがすごく大事です。これは「兵庫県明石市」ですが、明石駅前の再開発のビルの中に、子育て世代包括支援センターを設置しています。それまでは市内の9カ所で母子手帳発行窓口が設置されていたそうなんですけれども、この場所に一本化して、保健師、助産師さんによる、全妊婦面接をスタートしました。明石市では「おむつ定期便」として、おむつを届けに行きながら、産後の家庭の相談支援をしているとも聞いています。

「京都の福知山市」は、合計特殊出生率2.02ということです。妊娠期から18歳までの子どもと親を支える、子育て総合相談窓口というのを設置しています。似たような取り組みをしているところもあると思いますが、相談窓口を統合したことで、乳幼児期だけでなく高校とか、今まであまり関わらなかったようなところともコミュニケーションが豊かになったと聞いています。

さらにこれは、「埼玉県東松山市」です。ウェルカムベビー訪問という、主任児童委員さんがこの右側の可愛いプレゼントを持って、生後3ヶ月までの赤ちゃん宅に全戸訪問、全員にお会いして、いろいろご相談を聞くという地道な活動をされています。

去年の「東京都北区」、子育てママ応援塾ほっこり～のさんの取り組みです。コロナ禍で在宅勤務になって、いろいろストレスが溜まったり、パートナーがイライラして子どもが泣くと大変というところで、パパを預かろうという「パパお預かりサービス」を実施するなど、様々な活動を工夫してやってもらっていました。

国では「子育て世代包括支援センターの2020年度末の全国展開」を目標としていたとこ

ろですが、まだ達成されていません。地域の取り組みと連携しながら、広げていくことが必要です。

### ●安定した親子関係と子育てが、虐待防止につながる

私自身は、安定した親子関係、子育てこそが、虐待防止につながると思っています。ですが、厚労省の産後ケアガイドラインには、「支援が必要と認められるものを対象とする」と書かれています。大変な人だけに標準を合わせるのではなくて、ポピュレーションアプローチ、本当に産後の妊婦は全員が要支援者というぐらいの考え方で、支援を展開していけるといいのではと思っています。

「虐待防止」について、児童虐待防止全国ネットワークが団体名ではありますが、虐待「予防」そして、虐待にならない心地よい親子関係の構築が、一番目指すべきところかと思っています。そのためにも、虐待防止・予防のキーワードを私は「孤独にしない」ことだと思っています。まずは家族支援です。子どもが大変とか、ママが大変とか、そういう個別ではなくて家族で支援する。専門職同士が具体的な顔が見える連携、「あそこの窓口がありますよ」じゃなくて、「〇〇課の△△さんに聞いてみてください。言っておきますね」ということですね。さらにアウトリーチ、プッシュ型。本当に困っている人は自分から相談できないので、かなり踏み込んだ相談支援をしていただきたいです。

そして今日、一般のみなさまも聞いていただいていると思うんですけども、本当に皆さん自身がやれることはいっぱいあります。まずは「見張り」ではなく「見守り」。赤ちゃん連れの親子ににっこりと微笑んでいただきたい。そしてできれば、温かい一言をかけてください。駅の階段で「ベビーカー大変ですね。手伝いましょうか」とか、「赤ちゃん大きくなりましたね」という感じで、ぜひ笑顔で声をかけていただければと思います。

私の話は以上になります。ありがとうございました。

### (4) 意見交換

基調講演者および報告者 コーディネーター 吉田恒雄

吉田) ここからは意見交換に移りたいと思います。これまでのご発表では、松原さんには児童虐待防止法制度のこれまでの経緯と課題。川松さんからは児童相談所の課題。椎名さんは死亡事例から見た特に専門家へのインタビュー含めた課題。そして掛川さんには特に司法制度との関係。坂入さんは、市区町村の役割。高祖さんは子育て支援。という形でそれぞれの分野からご発表いただきました。この後はご視聴いただいているみなさまからのご質問に答える形で進めていきたいと思っております。

吉田) まず松原さんに対する質問として、たくさん来ているんですけども、ひとつ、「虐

待の定義というのはなんですか」と。そもそも虐待ってなんですか、というご質問です。いかがでしょうか。

松原) 児童虐待防止法では4つの虐待の種別を規定しています。1つは身体的虐待、2つ目は心理的虐待、3つ目は性的虐待、それから保護の放任・怠慢、我々はネグレクトと呼んでいますが、この4つの虐待の種別が示されております。

吉田) 詳しいところは条文にも載っていますね。

松原) そうですね、条文の順になっていないかもしれませんが、法文でお確かめください。

吉田) あと、子ども虐待対応の手引きなどには詳しく載っているはずですよ。

松原) はい、そうですね。

吉田) 松原さんには学校関係の質問が来ていまして、例えば子どもへの虐待について、「学校でのカウンセリングの状況はどうですか」、「カウンセリングについての情報が学校から提供されていますか」という質問です。いかがでしょうか。

松原) 制度的にはスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーが置かれていて、それぞれの立場から子どもへの対応、親への対応をされています。ただ、教育委員会所属という方が多いので、巡回になってしまったり、活動時間に制約があったり、もう少しこの制度が充実していけばいいかなと思っています。「地域の中の学校」というのも意識し始めて、先ほどの坂入さんのお話にもあった、要保護児童対策地域協議会にも参加をしておりますし、地域との関係は密接に保つようになってきているんじゃないかなと思います。まだまだ壁の高い、敷居の高い学校もないわけではなく、そういう事例も僕は知っていますが、全体的には連携が進んできているんじゃないかなと思います。

吉田) 非常に重要な役割を学校は果たしているということですね。

松原) そうですね。

吉田) その分だけ役割もきちっと果たしていただきたいということかと思っています。

吉田) 個別の質問、個別の課題ですが、「子どもの意思や考えを聞かないというのは心理的虐待になるんでしょうか。それとも親のプライドの範囲なんですか」というご質問です。

松原) その文言だけ切り取って判断するのは難しいですね。どういう生活状況の中でそのこ

とが言われてるのを見ないと、なかなかそれは虐待ですとか虐待ではありませんとか、ちょっと言えません。

吉田) ではもう少し他の事情も含めて、総合的な判断ということになりそうですね。

松原) そうですね。

吉田) はい、ありがとうございます。

吉田) 椎名さんへの質問で、「椎名さんの死亡事例のご紹介の中で、乳児死亡で、死因『不明』というのがあったということなんですが、それはどういうことなんでしょうか」ということです。いかがでしょうか。

椎名) はい。「不明」の中身は正確にはわからないんですけども、0日0ヶ月で子どもたちが亡くなった、直接の死因というところのご説明でもいいでしょうか。

吉田) はい。

椎名) 0日0ヶ月児の死因は、出生後の放置、それから窒息、絞殺以外、それから絞殺、その他と続いています。その他については細かいところが今掴めないんですけども、こんな感じですよ。

吉田) やっぱり死因の調査の中で、死因が明確にならないということなんでしょうか。

椎名) そうですね…。例えば、亡くなって発見されている場合は死因がわからないということもありますね。遺棄であれば特定が難しいケースがあるでしょうし、落下出産で亡くなったのか、生まれた後に亡くなったのか、殺めたのか、死産で生まれたのか、はっきりしないところはあります。

吉田) はい。そういうことですかね。なかなか、虐待の死亡事例の検証の中でも、確実に全ての証拠が揃うというわけではないので、わからないまま検証せざるを得ないということも少なくないようですし、また、関係機関が情報をすべて出せるかということ、公判中だったりして出せないということもあるようなので。

椎名) はい。なかなか難しいところはあるかなと思います。

吉田) ありがとうございます。

吉田) 掛川さんへの質問だと思いますが、「民法改正で特別養子縁組制度の改正がありました、その時に、出自を知る権利ということがよく議論されます。それは掛川さんご自身は、必要かどうかということとか、それに関するこれまでの議論の状況、そしてその権利というのは今はもう保障されているのか」そういうご質問です。

掛川) ご質問いただきましてありがとうございます。私はやはり出自を知る権利というのは大事なので、保障されるべきだと考えております。一方で、この間の特別養子縁組の改正では、出自を知る権利はきちんと手当てがされたということはございませんで、その点については以前のままで変わりがないという状況です。以前のままで変わりがないというのはどういうことかということ、特別養子縁組が成立した場合には、子どもの戸籍に民法何条の規定によりという形で、特別養子縁組によってこの養親子関係が成立したということが記載され、子どもの方がもし自分の出自を知りたいとすれば、最低限戸籍の情報を追うことができると、そういう立て付けになっています。しかし本当は、やはり戸籍で単に実の親の名前を知るとい話なのではなくて、どうして自分が特別養子の対象になり、どういう実親であったのか、というところをきちんと知ることができる制度設計が必要であろうと思います。また、今でも情報開示ですとか、そういうものを子どもさんが使って情報を得たり、あるいは児童相談所の側が協力をして振り返りをするにはありますが、それが制度としてきちんと担保されているというわけではございませんので、その部分については今後の課題だと思っております。以上です。

吉田) はい、ありがとうございます。特別養子という場面に限らず、例えば措置された子ども、里親さんの下で育てている子どもも、これまでの養育歴であったり、記録の保存や閲覧というところも全部含めて知る権利をどう保障するか、ということですね。言い換えれば今度は実親の方からすると、知られない権利ということも言う人がいるようなんですけれども、その点はいかがですかね。

掛川) (笑) なかなか難しいところに入りました。いわゆる匿名出産の制度を設けるかどうかですとか、子どもの命を優先で考えたときに、どこまでが正当化して許されるかというところはあろうかと思えます。ただ、非常に難しいバランスが迫られるところではありますけれども、なんらかの形で情報が最終的には子どもに、成人をした後にということになるかもしれないけれども、最低限の情報は伝わるというふうにした方がいいのではないかなと思っています。

吉田) そうですね。ありがとうございます。

吉田) 次ですが、川松さんにはたくさん質問をいただいています。順番に質問をお伝えさせていただきます。まず「アセスメントツールという言葉が出てきましたが、アセスメントツールとはそもそもどういうものなのか」ということです。また「どういう使われ方をするの

か」と。

川松) 子どもの虐待の程度や養育状況などを判断するための、一つのものさしですね。目安として、一定のチェックリストのようなものを作るんですね。それをみんなで検討しながら判断していくことをします。何種類も出ていて、様々なものがあちこちで活用されています。多くは一時保護をするか判断するために、一定の判断基準を設定して、それに基づいて一時保護するかどうか判断していくというものがあります。あるいは地域の方たちと一緒に在宅での支援を考えていくために、お子さんや家族の求めているものを加味しながら、その人たちが持つ強みも含めて状況を判断し、支援策を考えるためのものもあります。いくつかのステージで様々なアセスメントのチェックができるようなものが作られています。それらを各地で使っていますが、必ずしもまだ全体で普及しているところまではいってない状況です。

吉田) そうですか。使われていないところもある？

川松) 児童相談所では基本的に、会議の場などで使うことがだんだん定式化してきていますが、地域ではまだまだかなと思います。

吉田) 市町村ではアセスメントツールの方、どうでしょう？坂入さん。

坂入) 市町村においてもそれぞれアセスメントツールは活用しているところが多いかと思います。やはり一定の判断基準をもって送致をする必要性があるのかどうか決め、あるいはリスクが高まっていないかチェックをするという意味で大切なものになっています。

吉田) 今、市町村と児童相談所での共通アセスメントツールというのを聞くことがありますが、この辺りの利用状況はどうなんでしょうか。

川松) 国から示しているものもありますけれど、必ずしもそれが全体的に使われている状況ではないです。在宅支援のためのアセスメントツールが開発されて、それも今研修したりして、普及を図っているところですが、でもまだ全体化している状況ではないです。

吉田) なるほど。ありがとうございます。

吉田) それから、「予防」という言葉を最後のまとめの言葉でお話したいと思いますが、今日皆さん方の共通の言葉としても出てきています。児童相談所では介入という場面と、予防支援の区分が難しいですけど、児童相談所から見た、また児童相談所が意識して行っている、予防という点ではどうでしょうか。

川松) 児童相談所でそうした予防活動ができる状況でもないし、そこまでなかなか手を伸ばせていないんですけども、ただ、児童相談所は様々な相談を受けていて、例えばしつけの悩み、子育ての悩みに関する育成相談というものも一定数あります。そうした相談は虐待とはボーダレスというか、つながっているところもありまして、子育ての悩みの相談に丁寧に対応して十分支援をしていれば、その後、虐待に至ることを防ぐことができると思います。様々な相談の中で、虐待に至らないような支援をすることはできると思います。それと、予防の取り組みは子育て支援の場が中心で、やはり市区町村が主体になる。市区町村が様々なサービスを地域で作りに出していくということになると思うんですけども、児相相談所も市区町村のネットワークのメンバーの一員なので、専門的な知見を提供しながら、一緒に市区町村の方と考えていく、提言をしていくとか、ソーシャルアクションと一緒にしていけるようになるというのがあるというのが、私の考えです。なかなか今、現状ではそこまで進めていないというところですよ。

吉田) ご質問として、「児相は地域との関わりが弱いのではないかということから、そういう予防的な役割は難しいのではないか」ということなんですけども、児童相談所の活動それ自体の予防的な機能もあるし、それから市区町村と連携しながら予防という形で進める状況かと思っています。ありがとうございます。

吉田) 先ほどの川松さんから、児童相談所の介入機能と支援機能、特に入り口のところでのケースを分けて、ソーシャルワークに特化するというお話がありました。その辺りをもう少し詳しくお話いただけますか。

川松) 児童相談所には児童心理士やお医者さんなどもいらっしゃるんで、カウンセリングやケアもできます。それから地域の関係機関と一緒に生活基盤を整えるためのサービス提供を導入していくための支援ができると思うので、そういった継続的な支援を、もっともっと充実していく必要があると思います。しかし現状では、虐待通告を受けて48時間以内に安全確認をしなければいけない。そういったケースが次々と、毎日来るので、その初期対応に追われて、そこに足を取られている状況がある。ですのでそういった機能を分けることで、児童相談所がもっと支援の部分に、専門的な機能を発揮しながら関与することができる、充実できるのではないかと、機関を分けていったらどうかと思っています。1カ所でワンストップで受け、市区町村とのケース対応の区分についてもそこで振り分けるような機能があれば、スムーズに地域での取り組みができるのではないかと、考えているところですよ。

吉田) 児相の機能を分けていくことについては皆さんそれぞれお考えがあると思います。例えば松原さんいかがでしょうか？

松原) ワンストップってすごく大切であろうと思うんですね。いくつかではすでに始まって

いて、特別区が児童相談所を持つようになって、市区町村単位のサービスと、措置をするような介入の部分とが結びついて、一つの自治体でできるようになってきた。この効果というのはこれから注視していくべきだと思います。例えば社会的養護の施設の中で、母子生活支援施設が今まで市区町村でしたから、そういうものの利用もスムーズに進むんじゃないかなと期待もしています。

吉田) 例えば区が児相を設置するというのであれば、本当に、東京でいえば子ども家庭支援センターで持っていた情報を児相で共有してということが、またその逆もあって。ですので介入まで至らなくても、今までの情報をもとに支援することも、児相設置ということで可能になっていきますよね。そういう点で、一つの自治体の中で、同じように対応できるけれども、役割を分担しながらというのは、新しい方向性が出てきていると思います。市区町村からみるとそういう点ではいかがですか。

坂入) いま、区の児童相談所のお話をいただいたところなんですけれども、まさに区の中で児童相談、行政的な介入であり、支援の両方ができるということは非常に有効だと思います。何よりも情報が一元的に管理できますし、その中で支援を連続的に行えるということがメリットです。ただ、制度はどういう形にしても、そこに必要な人材の数を確保しなければ形だけになってしまうと思います。先ほど、人材育成の課題はありましたけれども、やはり、制度だけでなく、そこに必要な人材がどれだけ投入できるのか、それによって、設計図通りにうまく動くのか動かないのか変わってきますので、その議論も必ず必要かと思っています。

吉田) いま坂入さんから出ましたが、人材育成という点で、やっぱりご質問がきておまして、「人材の確保について、どのような資格や専門性が必要になるんでしょうか」とか、あといま国の方で議論が進んでいる「子ども家庭福祉士」ですが、そういう児童福祉に特化した資格化の話がありますが、この点、川松さん、坂入さん、いかがでしょうか。

川松) 子ども家庭福祉士のような資格を持つ人が相談支援に関わる分野というのは、児童相談所、市区町村の他にも、施設でファミリーソーシャルワーカーをされている方たちもいらっしゃるし、里親支援をするフォスタリング機関もあります。児童家庭支援センターも、施設が持っている地域支援のセクションであったり、様々なところがあります。こういった方たちが共通の基盤を持って取り組むことが必要になってくると思います。そういった地域でのネットワークができて、共通の基盤という仕組みができてくれば、その時に、各機関の間を移動することができてもいいと思う。その上で、この資格を持っていることが有効になるのかもしれない気がしますが、現状では、すぐに資格を導入するのは難しいと思います。ただ将来的な展望として、一定の資格を持っている人を配置するということが有効かもしれない、という気はします。とはいえ、現職に就いてからどう育成するかが重要です。現状ではすぐに現場に出るようになりますけど、一定の研修期間を設けて、実地で研修しながら実際の対応に入っていくとか、その期間を長くしていくとか、人材育成をどうしていくのが課

題です。行政組織なので異動のことも絡めて、全体的な人事制度を考えなければならないと思います。

吉田) そういったことも絡めて、市区町村の方では人材育成というところではいかがでしょうか。だいたい児童相談所なり、施設の方は苦勞されているようですが。

坂入) 特別区が児童相談所を設置するに当たって、人材が非常に不足しておりまして、人材募集を大々的に行っているところですよ。それでもなかなか集まらず、競争率倍率がそれほど出ている状況ではございません。ただ、今は、専門的な人材の流動化ですね。例えば児童相談所にいたら、ずっとそこにいるんじゃないかと、例えば施設の方が児童相談所で働き、市区町村で働き、そういったいろんな分野を経験することによって専門性がより高まる。そういった人材の流動性、専門職の流動性というのが非常に問われているのではないかと思います。それから資格に関しては、いろいろ厚労省の中でも議論があったようですが、もちろん、ベースとなるものはソーシャルワーカーだと思うんですけども、今のソーシャルワークの中で全部対応できるのか、医学的な知識、あるいは法律的な知識、私は、対人援助ですので、福祉と心理の融合ということ、心理的なトラウマに関する知識やケアなども含めて、今のソーシャルワークの枠組みではなくて、もう少し広い分野での知識や経験が必要であると思います。そういった、何が必要であるのか、という議論から本来は入るべきではないかと考えております。

吉田) ありがとうございます。少し視点は違いますが、黒田さんの方からはいかがでしょうか。社会的養護の場面での資格化。

黒田) 資格ですか。

吉田) 前から、児童養護施設の指導員と、保育所の指導員と、同じ保育士でいいのかという議論もあったり。それから今の…。

黒田) その話は30年ぐらい前にした記憶があります。ただ、資格もさることながら、一方で、児童養護施設のグループホームの職員配置が、今年度、来年度で倍増するみたいな大幅な人員増が進む中で、量の確保が追いつかない状況があります。質もさることながら、量の確保をどうするが問題になっています。ですから、高度な資格を持っているに越したことはないけれど、それよりもまず、やってくれる人をどう確保するかです。もっと言うと、資格を持っていても現場での実践向きではない人もいますから、資格があればいいというものでもない(笑)。現場感覚としては、資格も重要だけど、行動力、実践力が伴わないのでは困るというのが率直なところですよ。

吉田) ありがとうございます。確かに資格だけで片付く問題ではなくて、本当に働き方であ

ったり、処遇であったり異動であったり、全体的に見て考えないと、こういう質と量の確保というのは難しいと思うんですね。この点、他の方がいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

吉田) それでは、時間も押してきましたけれど、高祖さんに質問で、「児童虐待の防止というところで、企業としての役割はどう考えたらいいでしょうか」ということです。

高祖) ありがとうございます。企業で働いている人自体が、親であったり、地域の人であったりすると思います。ですので、企業としてやっぱり虐待防止を考えていただくことはすごく大事だし、働いている人自体が親でもあるというところで、例えば今、男性育休の話が進んでますので育休を取りやすくするとか、残業をなくすことで、要は「家族にお父さんを返す」、という考え方もあるかと思えます。あと2つ、質問があったので、ついでにいいですか？

吉田) はい。どうぞ。

高祖) 「かけ算、というのはどういうことかもう少し」とありました。ここは、例えば両親学級は保健所でやっていることが多いのですが、それを子育て広場や保育所でするとか、例えば、子育ての講座を子育て支援の場だけではなく、子育てを学ぶのを企業内でやってみるとか。子育てと仕事を両立している親も多いので、場や対象者をかけ算するという意味で言いました。もう一つ、アウトリーチということなのですが、前回のコロナ禍で保育園や子育て広場などいろいろな場が閉まってしまった時期、保育園の先生方が親に電話をかけたり、広場の方々が皆さんに連絡したりというようなこともされていたみたいです。あとは子育て支援のいろいろなサポートを使うときにも、書類作成とか、どの部署に言ったらいいかかわからないというようなとき、個別対応にはなってしまうのですが、同行支援を含めて困っている人に対してもうちょっと細やかに対応することも必要かと思っています。

吉田) ありがとうございます。

吉田) 残りの時間が迫ってきましたので、私の方から2つほどご質問に答えさせていただきます。1つは「コロナ禍で私たち、自分にできることってなんですか」という質問があります。先ほど高祖さんのお話にあったように、孤立化を防ぐという、これが大事なんだということです。コロナ禍で、特に孤立や分断が言われている。そういう中で虐待のリスクが高まってくるのであれば、やはり公的機関や専門職だけに委ねるのではなく、地域での虐待予防も必要だろうと。先ほどの高祖さんのお話にあったように、例えば一声かけてみるとか様子を見るとか、地域でなければできないこと、これが地域の人でも、専門家でなくてもできることでしょう。もっと簡単なのは、オレンジリボンをつけてくださいということです。これによって虐待予防の認識を広めていこう、みんなのできることを考えていこうというの

が、全国ネットワークの活動の原点であるということです。そうした意味で、今年度はできていませんが、昨年度は3回ほど、個人サポーターの方に呼びかけてワークショップを開いて、地域で自分たちができることを一緒に考える場を作りました。今後そうした取り組みも進めていきたい。いま計画しているのは、孤立している、また外に出てなかなかお話できない人たちのお喋りの場というか、そんな場もオンラインでできたらと考えているところです。

まとめとして、今日のシンポジウムで出てきたのは、特に事前の打ち合わせをしたわけではないのですが、それぞれの方がやはり「予防」の重要性を強調されていました。法改正、法制度の充実、また体制強化によって、介入面はかなり進んできたのですが、根本的なところで予防面、これが弱い。母子保健、子育て支援が始まっていますが、まだまだこちらの充実が足りない。全国ネットワークとしてもそうした形での活動は広げたいと思っています。

そして、その予防活動をするにはなによりも地域との連携です。先ほど児相と市区町村の連携、あるいは学校との連携もありますけれども、そこに一般の人も入って、どうやって予防していくのが大事です。介入の面が強化された一方で、法制度的に「権利を守る」ということで、親子分離に伴う不利益を減らしていくための一つの方策として「当事者参加」が言われてきたわけです。今までかなり強制的な、川松さんの言葉で言えば「介入」ができたけれども、そこを進めることで逆に追い詰められる人も増えてくる、SOSを出せない人も出てくることを考えていけば、本当に、当事者の目線に立った予防策が充実する必要があるのではないかと感じたところです。今日の皆さん方のご発言、またはいただいた質問などをもとにして、全国ネットワークとして啓発活動を始めたとした取り組みをしてきたいと思しますので、今後ともよろしく願いいたします。

今日のシンポジウムはそれぞれの方のご発表が多彩で、新しく知ることができたところもありますので、とても参考になりました。視聴者310人と、参加者の多いシンポジウムでありました。

それでは最後に、結びの言葉として、当ネットワークの理事であります松田康雄よりご挨拶をさせていただきます。

#### **(5) 閉会のあいさつ 松田雄年(東京家庭学校、当団体理事)**

本日は、児童虐待防止全国ネットワーク主催の【第30回シンポジウム】「児童虐待防止法施行20年を迎えて～子どもの権利を守る虐待防止施策を考える～」のテーマにおいて、子ども虐待防止のための対応状況と課題につきまして、子どもたちの権利を守る分野の最前線で活躍されています専門家の方々から、ご報告をいただきました。

最後まで、ご視聴いただきまして、ありがとうございました。

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）が、2000年（平成12年）に施行されてから20年が経過しました。この20年の間に元号が、「平成」から「令和」に変わりました。そして、社会情勢も、子どもを取り巻く環境も、家族の形態も変わり、それに合わせて児童虐待の定義も拡大され、児童福祉法や子どもの権利が守られる法律が改正され、予防施策が強化されてきました。報告にもありましたように児童相談所の数も、そこで働く児童福祉司の数も相当数増員されて来ましたが、残念ながら、虐待により命を落とす子どもの数は依然として未だ減少の傾向が見られませんが、虐待等の相談件数が昨年度は20万件に迫る勢いで増えている実態が分かりました。本年度東京都管轄の児童相談所ではない、区設置の児童相談所が3箇所増えました。（世田谷区児童相談所、江戸川区児童相談所、荒川区児童相談所です）、更に次年度には、設置に当たって地域住民からの猛反対がありニュースにもなった港区児童相談所、そして中野区児童相談所が準備されています。

それでもテレビやネットでは、今も何所かで目を被いたくなる「子ども虐待」の事件や、耳を塞ぎたくなるニュースが続いております。どれだけ児童相談所の数が増えようとも、また警察の力を常に借りようとも、1週間に1人の幼子が日本の何所かで犠牲になっているのです。また命を落とすまでいかになくとも、声にも出せず訴えることも出来ず体や心に傷を負う状況にいる幼き子どもたちが、身近にたくさん存在するということを知っておいてください。

どうか彼らに、目を向けてください。言葉にならない声を気に留めてください。そして、近所付き合いをする中で、若い親御さんに育児の悩みを気軽に相談できる相手になってあげてください。このコロナ禍の状況でもありますから、周りに気配りを持って、優しく見守ってあげてください。何より弱い立場の人たちにひと声、またおせっかいをする気持、関心を持ち続けてください。是非、お願いいたします。

全ての皆様のご健康と今後のご活躍を祈念し、終わりの挨拶とさせていただきます。

改めて、最後までお付き合いいただきまして、ありがとうございました。